

2021年8月17日

長野労働局長
小野寺 喜一 殿さいたま市南区南本町1-16-9
フォーラム南浦和4F
生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2021年度長野地方最低賃金額に対する異議申出書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。当方（旧）生協労連・コープながの労働組合は、7月31日の大会をもって解散し、生協労連コープネットグループ労働組合と組織合同いたしました。

私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の長野地方の最低賃金金額の改定につきまして、「28円引き上げ 時間額877円」とする改定決定の意見が長野労働局長に出されましたが、当然に納得できる改定ではありません。生協職場のなかまを代表して、異議を申し出させていただきます。

1. 2021年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増しています。2020年の最低賃金引上げ額は、全国平均1円でした。非正規労働者にとって最低賃金の充実が切実なものです。一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標であるSDGsの目標8のディーセントワークの実現の柱でもある最低賃金の引き上げは、重要な位置づけとなっています。コロナ禍での非正規の生活は、より厳しく、マスクの購入などあらたな負担も出てきています。改定予定の長野県の最低賃金877円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

生協労連として加盟している長野県労連では、昨年2～6月に生計費試算調査に取り組みました。その調査によると、長野市で25歳の単身者が生活するのに必要な費用は、時給にして1,699円であるという結果が出ました。月収にして254,850円（150時間/月）です。この結果により、他の地方での調査結果「時給にして1500円前後が必要」とほぼ同額が必要であることが示されたわけです。しかし今回の改定額28円を加算した長野県の最低賃金額877円では、月に150時間働いても131,550円ほどにしかならず、働く者の貧困は改善されていません。また、私たち生協の職場にとっては時間給で働くパート・アルバイト職員は正規職員と共に重要な労働力として業務運営を支えています。そのパート・アルバイトの新規採用について時給の高い地域と労働力が流出している実態があります。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させ、いまのような地域間格差も解消することが必要です。

6月8日、生協労連では、非正規の声を集めた「パート労働者Ⅷ」を「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」とともに、菅首相に提出しました。この8年間に集められた声は、生活の苦しさが一向に変わっていないことがわかります。収入を子供の養育に回すため自分の服や病院代を削るなど、非正規で生計を支えることの困難さが伝わる内容です。最低生計費を保障できる賃金の確立は必然です。

「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は86人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。是非、早期の全国一律最賃制度の導入を強く求めています。

3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

コロナ禍で経済が困難だからこそ最低賃金を上げるべきとの声に対し、20年度の最低賃金の審議は引き上げに消極的でした。その背景に「企業の支払い能力」があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この支払い能力を中小企業の企業努力に求める政策を転換する必要があります。中小企業に対しては、賃金を引き上げた場合の助成制度として「業務改善交付金」がありますが、国の予算額は約 23 億円と全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。

「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」をしていくには、労働者のみならず中小企業への支援もされるべきで、経済回復のための消費を回復させる政策の導入が早期に必要です。

4. 景気回復と地域で働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

日本政府は、6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針2021)」の中で、「新型コロナウイルス禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にして、より早期に全国加重平均1000円とすることをめざす」とし、また「中小企業や小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が不可欠だ。支援強化、下請け取引の適正化を進めていきたい」としています。

イギリスでは2020年6.2%の引き上げ、米国でも5.1%にのぼり、2022年3月までに時給15ドル(約1,647円)に引き上げるなど諸外国の最低賃金の引き上げは活発になっています。この動きが日本政府の発言につながっています。

パート・アルバイトの収入は、生計費の一部ではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、消費に回することは確実です。そして、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することの重要性が、このコロナ禍で増えています。生存権を保障する上での最低生計費をどう考えるか、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。早期に全国加重平均が1,000円となるよう、地域経済の発展と活性化のために、再度改定金額の諮問をおこなうことを求めます。

以上